



近畿税理士会

発行 平成15年8月

泉大津支部だより 15年夏号

No.10

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F TEL 0725-45-2534

編集委員/原正人・高岩弘至・石谷秀志・岩間新吾・森福清和・山口秀美・辻公平

支部長ご挨拶

近畿税理士会泉大津支部

支部長 林 武史



暑い日が続いておりますが、会員先生方にはいかがお過ごしでしょうか。

会務運営は順調に推移しておりますことをご報告申し上げます。会員先生方のご協力、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、我々の業を取り巻く経済環境は、底を固めることができず、日々新たなる底へ向かってジリジリ下降しているように思われます。

平成14年10月に新発10年物国債の利回りが1%を切り、平成15年6月12日には0.435%をつけ、それ以後反転し、7月8日には1.155%をつけました。約1ヶ月の間に0.72%の上昇を見ました。急騰であります。換言すれば、日本経済が今後吉と出るか、凶と出るかのターニングポイントであります。ちなみに長プラは、平成14年10月10日に1.7%から1.6%へ、平成15年6月11日に1.25%、同7月10日には1.6%へと0.35%の上昇しています。

債券市場から証券市場への資金シフト、新発10年物国債の応札倍率の変化、利回りの急騰、長プラの急騰、住宅ローン金利の上昇等、この一連の事象は、右肩下がりに加えて、長プラの急騰という中小企業を取り巻く経済環境としては最悪の状態であります。平成17年度からは今よりも、なお国債が増発され長期金利の上昇が懸念されます。

我々税理士としては、この一連の事象を凝視した上で、関与先に対して適切なアドバイスを実行することが必要不可欠であると感じております。

最後になりましたが、残暑厳しき折柄、会員先生方にはご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。



1面 支部長ご挨拶

2面 着任のご挨拶

総会開催報告

3面 心のひろば 神社参拝の魅力

4面 租税教室への講師派遣

5面～6面

第9回誌上研修－相続時精算課税について

7面 新入会員自己紹介

8面 告知板・会員異動・原稿募集・編集後記

着任のご挨拶

泉大津税務署

署長 永島 隆雄



残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

私、この度の人事異動で大阪国税不服審判所から赴任してまいりました永島でございます。

泉北地区における納税道義は、皆様方の御指導の下に非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の足立署長同様、御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化やインターネットの普及などを背景に大きく変わってきており、その動きと軌を一にして、皆様方にとって関心の高い国税電子申告・納税システムが、平成16年2月から名古屋国税局において運用を開始し、同年6月には全国に拡大していく予定となっております。

また、平成15年度の税制改正においては、消費税の事業者免税点制度や簡易課税制度の適用上限の引下げのほか、相続時精算課税制度が導入されるなど、国民の皆様の税に対する関心はますます高まっております。

このような状況の中、税の執行に携わる私どもといたしましては、的確に環境の変化に対応しながら、「適正公平な課税の実現」と「期限内納付の定着」を通じ、従前以上に国民の皆様から信頼される税務行政の確立に向けて努力をしております。

しかしながら、このことは、国税当局の力のみで達成できるものではなく、皆様方の暖かい御支援と御協力が是非とも必要でございます。

どうか、今後とも、税務の専門家である皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝・御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

総会開催報告

去る6月5日（木）、リーガホテルアルザ泉大津にて、近畿税理士会泉大津支部の第23回定期総会が開催されました。昨年度の事業報告及び決算報告に続いて本年度の事業計画案及び収支予算案、役員改選といった議案がそれぞれ審議されましたが、滞りなく全議案が承認され無事閉会の運びとなりました。



神社の話は年寄くさいのですが、流行の癒しを感じながら何かに惹かれつつ時々神社にお参りをしています。

神社を訪れてみると、鎮守の森の木々が静寂の中、自然のまま、媚びることもなく、何の気を使うでもなく優しく佇んでいます。神社には、その時代の民衆の生活とともに過ごした長い歴史や、神様のお力を頼りまた恐れ信じる心などを感じとれることができます。それらの眼に見えないものと、歴史的建造物としての社や自然との調和が見事で、他では得られない魅力を感じます。

ある時、私が拝んでいると、背中の曲った御婆ちゃんがお賽銭を奉納されていたのですが、それが物凄く大きな音でびっくりする事がありました。なんとお財布に入れた小銭を全て納めているのです。その必死に拝んでいる御婆ちゃんを横で見ながら、どのような願いを託しているのだろうと想像してしまい、横から応援でもしたくなる気持ちになります。それくらい彼女の美しい一途な姿に魅せられたのです。きっと彼女の願いは届くだろうと思いながら、新たな気持ちで私も丁寧に拝み直しました。もしかすると、皆様がお参りになられた際にもこのような感動的なことを目にする事ができるかもしれません。失礼ながら一つだけ参拝の際の注意点を申し上げさせていただきますと、神前では心と体が清潔であることが非常に大切なので、手水舎には必ず寄って左手・右手・口を清めておくことに気をつけられた方がよいでしょう。

神の語源は上だという説がよく言われますが、昔の書物から検討すると、雷・威力のある獣・山といった意味で超人間的で畏れ多いものという共通点があるようです。説明は省略しますが、他に日本の神の特徴として以下の点が挙げられています。

1. 多数存在する
2. 具体的な姿・形がない
3. 漂い・彷徨し来臨する
4. 各々の場所・物を支配する
5. 人間化・人格化された神が多い

日本には八百万の神様といって沢山の神様がいらっしゃる、それぞれの御利益があります。例えば、お稲荷さんは五穀豊穡、八幡さんは国家鎮護、天神さんは学問成就といったように、様々な神様の御神徳があります。また、神道を身近に感じるものの一つにお祭りがありますが、本来、神様に対してお祭りをを行うことは、神に捧げ物をし、喜んでいただくことにより、豊穡と安穏を与えられることを祈るものだったのです。そして、社や神像が造られたのは仏教の影響後のことと言われています。古来の神道をそのまま現代に維持できているのではなく、海外からの影響を受けながら、現代の神道へと移り変わってきたということです。

なかなかこの限られた紙上において神社・神道の詳しくを説明しきれませんが、神社・神道とは、古代から現代へと変化をしながらもその根底に流れる日本人の思考や美意識、倫理の原点と日本人の心の源流を感じることができるものであり、日本人の生活の中に知らず知らずの内に根付いている切っても切れないものだと思います。また、思いやりの心や、感謝の気持ちを大事にする上で、仏教・キリスト教などの教えも同じでしょうが、多くの日本人の大きな支えであり、拠り所となっていると思います。御蔭様という心が溢れるこの世の中であれば、今ほど利己的な犯罪もなくして幸せな社会となることは、今年タイガースが優勝することと同じように間違いのないことでしょう。

(参考文献：大野晋「日本人の神」新潮文庫 平成13年5月発行)

租税教室への講師派遣

平成14年12月13日（金）泉北地区租税教育推進協議会主催の租税教室（和泉市立南松尾中学校）へ講師を2名（延時隆税理士、辻公平税理士）派遣しました。

授業を行いました和泉市立南松尾中学校から、生徒の感想文と社会科担当の原田教諭からお礼状をいただきました。この中から、3年B組西植久美子さんの『「税金に関する授業」について』を掲載します。

泉大津税務署様

先日、お忙しい中、私共の学校で「税に関する授業」をして頂き、ありがとうございました。生徒達も普段は体験できない授業で、すごく有意義に過ごせた様です。私も正直、とてもたくさんの方の先生方にお世話をおかけするとは、夢にも思いませんでした。生徒達も、今まで少し遠かった「税金」のありがたさを身近に感じ、見方も変わり、すごく学習になったと喜んでいきます。講師の先生方にも、よろしくお伝え下さいませ。又、機会がありましたら、よろしく願います。どうもありがとうございました。

和泉市立南松尾中学校（社会科担当） 原田 忍

題名「税金に関する授業について」 3年B組 西植久美子

私は、この授業を受け、税金に對する考え方が変わった。今まで、税金と聞くだけでマイナスイメージがあり、何で税金なんかあるんやろいとか、何で払わなきゃならんのかと、税金について思ったことがなかった。でも今回、税金について勉強して、自分の考えがはるかに変わった。

今の社会は、税金があるからこそ成り立っている。もし、税金がなかったら、消防車や警察官に今のように助けを求めるとか、たまたま、そのためには、その都度お金を払わなくてはならない。人が倒れたら救急車が病院に運んでくれる。こんな当たり前のように、税金のおかげで、税金によってのことだ。たまたま、私生活には、嫌だと感じる税金だ。自分たちの生活には、かかせない役割を担っていることが分かった。

でも、国や財政は税金だけで賄えず、歳入の三割以上は公債金に占められていると、聞いた。少子高齢化が進む一方、財政赤字に

題名「税金について」 3年B組 西植久美子

いて、考えなければならぬと思った。この授業で、税金の大切さ、税金の役割りを学ぶことができた。そして、税金はいりないことだと、改めて思った。もし税金を払う人がいたならば、税の基本原理である「公平」「中立」「簡素」の「公平」に反している。社会のルールを、無視していることになる。だから私は、大人になって所得税を払うときは、この授業で学んだことを参考にしたい。正しく、慎重に税金を払えるようになりたい。

税金というものは、社会の会費である。という考え方は、私は賛成だ。今は消費税という形で払っている会費が、どのようなところで、どのようなに使われ、どんな形で自分たちに返ってくるかなど、もっと詳しく知りたいと思った。

相続時精算課税制度の基本的な事項について確認したいと思います。

(1) 相続時精算課税制度の概要

受贈者の選択により従来の贈与税の課税方式（暦年課税方式）にかえて、贈与時に贈与財産（非課税枠：2,500万円）に対する贈与税（税率一律20%）を支払い、その後相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価格を基に計算した相続税から既に支払った贈与税相当額を控除した額をもって納付すべき相続税として贈与税・相続税を通じた納税をすることができる制度です。

つまり本制度を適用すると、贈与者（通常は親）からの贈与で累積2,500万円まで贈与税がかからなく2,500万円を超える部分は一律20%の税率の贈与税を納付しておきます。そして、その贈与者に相続が発生した場合に、本制度の適用を受けた贈与財産の価格をその相続の相続財産の価格に加算して相続税を算出し本制度を受けて納付した贈与税があればその相続税から控除して贈与税・相続税を通じた課税を行おうとするものです。

また、贈与財産の種類、金額、贈与回数、期間に、制限はありません。さらに、贈与者ごとに本制度を適用することができます。（父、母からそれぞれ適用可能でそれぞれ2,500万円まで贈与税は課税されない。）

しかし一度この制度を選択するとその贈与者からの贈与については、従来の贈与制度（基礎控除110万円）には戻れません。

(2) 適用対象者

① 贈与者の要件

贈与をした年の1月1日において65歳以上の者

② 受贈者の要件

上記①の贈与者の推定相続人である直系卑属（通常は、子であるが代襲相続人も含まれる）のうち、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者

(3) 手続き

相続時精算課税制度の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期間内に贈与者ごとに一定の必要事項を記載した相続時精算課税選択届出書を作成し、贈与税の申告書に添付して所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、この相続時精算課税選択届出書は、本制度を選択する際に一度提出すれば、その後に贈与を受けた時に提出する必要はありません。

(4) 相続時精算課税に係る贈与税の課税価格

相続時精算課税選択届出書を提出した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」という。）がその相続時精算課税選択届出書に係る贈与者（以下「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産については、特定贈与者ごとにその年中において贈与により取得した財産の価格を合計し、それぞれの合計額をもって贈与税の課税価格とする。

(5) 相続時精算課税に係る贈与税の特別控除

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年の贈与税については、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除することができる。

① 2,500万円（既にこの相続時精算課税に係る特別控除により控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した金額）

② 特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る贈与税の課税価格

(6) 税率

相続時精算課税に係る贈与税の税率は、一律20%です。

相続時精算課税に係る贈与税の額は、特定贈与者ごとに上記(4)から(5)の金額を控除した税額に20%の税率を適用して計算した金額の合計額とする。

(7) 申告

暦年課税の贈与税と相続時精算課税に係る贈与税とをあわせて申告する。

なお、贈与があった年に特定贈与者が死亡した場合贈与税の課税価格を構成するが、相続税の課税価格も構成するため贈与税の申告は不要です。

(8)相続時精算課税制度に係る相続税の計算

①相続税の課税価格

特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者は、その特定贈与者から贈与により取得した財産で相続時精算課税制度の適用を受けるものの贈与時の価額を相続又は遺贈により取得した財産について計算した相続税の課税価額に加算した価額が相続税の課税価額となる。また、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、その特定贈与者から贈与により取得した財産で相続時精算課税制度の適用を受けるものをその特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の課税価格を計算することになる。この場合も、相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税価額に算入される相続時精算課税に係る贈与財産の価額は、その贈与時の価額による。

②相続時精算課税制度における贈与税の額に相当する金額の控除及び還付

相続時精算課税制度の適用を受ける財産について課された贈与税があるときは、相続税額からその贈与税の税額（外国税額控除）前の税額に相当する金額を控除します。そして控除しきれない金額は相続税の申告書を提出することにより還付を受けることができます。

還付を受けることができる贈与税は本税のみで延滞税等はもちろん含みません。

(9)住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例の概要

特定受贈者がその年1月1日において65歳未満の者から住宅の取得等の対価にあてるための金銭（住宅取得等資金）を取得し、一定の条件を満たす取得等を行った場合には、その贈与により取得した住宅取得等資金について相続時精算課税制度を適用することができます。

従って、住宅取得等資金の贈与の場合贈与者が65歳に達していなくても相続時精算課税制度を適用することができる。

なお、この特例は、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間にされた贈与により取得した住宅等取得資金に適用される。

(10)住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例の概要

平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が相続時精算課税適用者〔上記(9)の特例の適用を受けて相続時精算課税制度を適用している者を含む〕である場合、又は住宅等取得資金について相続時精算課税選択届出書を提出しようとする者〔上記(9)の特例の適用を受けて相続時精算課税制度を選択しようとする者を含む〕であり、かつ、一定の条件を満たす取得等を行った場合には、その住宅取得等資金の贈与があった年分の贈与税については、その課税価額から住宅資金特別控除額を控除する。

住宅資金特別控除額とは、次の金額のうちいずれか低い金額をいう

①1,000万円 「既に(10)の住宅取得資金にかかる相続時精算課税に係る特例の適用を受けた金額があるときは過去に適用を受けた金額を合計した金額を控除した残額」

②その年分のその贈与者から贈与により取得した住宅取得等資金の額

結局、相続時精算課税の2,500万円の特別控除とは別に住宅取得等資金については、1,000万円を上乗せする形となる。控除順序は、住宅取得等資金の贈与があった年は、この住宅取得等資金の特別控除額から控除することになる。

例えば、65歳未満の贈与者から3,000万円の贈与を受け、その内300万円が住宅取得等資金の場合1,000万円>300万円で300万円が住宅取得等資金の特例の控除対象となり残額2,700万円についても相続時精算課税の控除対象となり2,700万円-2,500万円=200万円が相続時精算課税の課税価格となる。

なお、65歳未満の者からの贈与について相続時精算課税制度を適用した特定受贈者が一定の条件を満たす取得等をしなかった場合（家屋を居住の用に供さなかった場合等）には通常の暦年単位課税の贈与となり修正申告をしなければならない。

以上

<参考> 「週刊税務通信」他

新会員自己紹介

山口 秀美 昭和38年3月4日生(登録番号:74066)

- ・大阪府和泉市唐国町
(現在の事務所所在地です)出身
- ・大阪市立大学商学部卒
- ・平成4年2月税理士登録

泉大津支部会員の皆様こんにちは。先日の支部の新年会では、皆様温かく迎えてくださり、ほんとうにありがとうございました。まだ駆け出しで至らぬ点も多いかと思いますが、ご指導の程宜しくお願い致します。

山根会計事務所、石公認会計事務所の勤務を経て、平成14年12月自宅にて独立開業。
家族は、水道業を営む両親と近所に嫁いだ妹二人です。

学生時代は、中高大とバレーボールばかりしていましたが、社会人になって、スポーツとはすっかり縁がなくなってしまいました。今は、5年ほど前に始めたエレクトーンを気分転換によく弾いて楽しんでいます。

木村 道夫 大正7年10月6日生(登録番号:35335)

略歴、昭和26年4月、岸和田税務署を振り出しに、昭和50年7月まで24年間に京阪神、奈良の1局、12署を転々とした後退職、南支部に所属の上今日に至る。

趣味は、気分次第でカメラを持って散歩する程度、その他は年とともに卒業?

南支部から転入して参りました。

会員の皆様方にお伺いの上、直接ご挨拶申し上げるところ略儀で失礼のことご容赦ください。
どうか宜しくお願いいたします。

真奥 隆 昭和48年3月24日生(登録番号:96616)

- ・平成 7年3月 大阪経済大学 経済学部 卒業
- ・同年 4月 吉山会計事務所 入社
- ・平成15年2月 税理士登録

家族構成 妻と2人
趣味 ランニング

吉山会計事務所に入社して8年目で税理士試験に合格することが出来ました。これからは、有資格者として責任を持って発言、行動をしていく所存です。まだまだ社会人としても未熟者でございますが、ご指導お願いします。

吉岩 博子 昭和18年2月4日生(登録番号:97179)

本年3月、大阪国税局相談室を最後に退職いたしました。

そして5月末、勉強時間だけはたっぷりある税理士が一人誕生いたしました。

泉大津署には、若かりし頃に勤務しておりましたので、諸先輩方にお会い出来ます事を楽しみにしております。
税理士のバッジを襟に着けるのも、まだ気恥ずかしいよちよち歩きの私ですが、今後とも、どうぞ宜しくお願い、ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。

今のところ、趣味は・・・なんて気持ちの余裕はございませんが、かつてはコンテ画などに凝ったこともございます。
現在、休日は自宅庭にある猫の顔ほどの家庭菜園で、土にまみれて遙か遠い自給自足を目指しております。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保険プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墨石、墨壺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシンレンタル
保養施設

支部行事 告知板

＜支部研修会並びに 泉大津税務署幹部との意見交換会＞

日時 平成15年9月10日(水)

PM3時～5時

場所 リーガホテルアルザ泉大津

＜四支部合同研修会＞

日時 平成15年10月22日(水)

PM1時30分～4時30分

場所 第一ホテル堺

事務所異動

平成15年7月1日 高岩 進 先生

事務所：〒592-0003 高石市東羽衣3-8-4
スカイロック羽衣3階
TEL 072-264-1516 FAX 072-264-5459

平成15年7月1日 高岩 弘至 先生

事務所：〒592-0003 高石市東羽衣3-8-4
スカイロック羽衣3階
高岩進事務所内
TEL 072-264-1516 FAX 072-264-5459

平成15年7月4日 寺田 千佳 先生

事務所：〒592-0014 高石市綾園1-1-21-701
TEL 0725-44-8661



原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。

書式は、字数1680字(1行24字×70行)以内で、できるだけ、テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。もしくは、原稿用紙1行24字×70行以内でも、結構です。テーマは問いません。



仕事・随想・趣味などなどお寄せください。

お問い合わせは、広報委員会 原 正人まで。

TEL 0725-23-5558 FAX 0725-23-5585

e-mail hara-kaikai@mjs.ocn.ne.jp

＜会員の異動＞

平成15年7月15日現在 会員 106名

入会

平成15年2月20日 真奥 隆 先生

事務所：〒594-0076 和泉市肥子町2-3-30
吉山勝男事務所内
TEL 0725-45-3202 FAX 0725-45-3212

平成15年5月21日 吉岩 博子 先生

事務所：〒594-1155 和泉市緑ヶ丘2-12-24
TEL 0725-38-7707 FAX 0725-38-7708

転入

平成15年1月23日 谷 政和 先生

(富田林支部より)

事務所：〒594-0073 和泉市和気町2-4-27-6
TEL 0725-44-8661

平成15年5月9日 飯森 光男 先生

(天王寺支部より)

事務所：〒594-0063 和泉市今福町2-6-4
TEL 0725-45-5580



転出

平成15年7月3日 中川 清 先生

(南支部へ)

業務廃止

平成15年3月24日 奥野 賢治 先生

平成15年4月2日 塩崎 忠好 先生

平成15年4月30日 楠本 駒太郎 先生

編集後記



毎日暑い暑いとお題目のように繰り返して過ごしておりますが、先生方はお変わりありませんか。

支部だよりの作成スタッフのメンバーチェンジがあって、最初の第10号です。右往左往しながら皆さんのご協力によって、何とか発刊にこぎつける事が出来ました。

引き続きご愛読の程よろしくお願い致します。

原